

学校教育法の一部を改正する法律案要綱

一 養護教諭関係

- 1 小学校及び中学校並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の小学部及び中学部について、特別の事情があるときは養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができるとされているのを改めて、養護教諭を置かなければならないこととすること。（第二十八条第十二項、第四十条、第七十六条関係）
- 2 高等学校並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の高等部について、養護教諭を置くことができるとされているのを改めて、養護教諭を置かなければならないこととすること。（第五十条第一項・第二項、第七十六条関係）
- 3 小学校、中学校及び高等学校並びに高等部のみを置く盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校について、平成七年三月三十一日までの間、養護教諭を置かないことができることとすること。（第百三条関係）

二 事務職員関係

- 1 小学校及び中学校並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の小学部及び中学部について、特別の事情がある

ときは事務職員を置かないことができる」とされているのを改めて、事務職員を置かなければならないこととすること。（第二十八条第一項、第四十条、第七十六条関係）

- 2 小学校及び中学校並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の小学部及び中学部について、平成七年三月三十一日までの間、事務職員を置かないことができることとすること。（第百四条関係）

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一は平成七年四月一日から施行すること。